

とよなかフリーランス MEET コミュニティ 会員規約

(目的)

第1条 この規約は、豊中市域においてフリーランスが活躍することで、本人がいきいきと事業を展開できるとともに地域の活性化につながることをめざす「とよなかフリーランス MEET コミュニティ(以下、本会という。)」の会員制度について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規約の用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) フリーランス 雇人のいない自営業主や一人社長で、自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る人。事業形態について、個人事業か法人かは問わない。雇用されている人であっても兼業や副業として雇用主からとは別に自身の経験や知識、スキルを活用して収入を得る人を含む。
- (2) 会員 本会に会員登録を済ませたフリーランスまたはフリーランスをめざす人で、退会の手続きをしていない人をいう。
- (3) とよなかフリーランス応援団 フリーランスを選択する人・選択している人等に対し、相談できる場・学びの場・出会いの場を提供している、豊中市、豊中商工会議所、とよなか起業・チャレンジセンター、とよなか男女共同参画推進財団で構成する取り組み。

(会員登録)

- 第3条 本会の趣旨に賛同し豊中市を盛り上げる気持ちがあり、現にフリーランスである人または今後フリーランスをめざす人は、本会の会員になることができる。
- 2 本会の会員になろうとするものは、所定の方法にて会員登録をするものとする。
 - 3 会費は無料とし、入会金は不要とする。

(変更の届出)

第4条 会員は、登録内容に変更があった場合は遅滞なく所定の方法で変更の届け出をするものとする。

(退会)

- 第5条 会員は、所定の届け出をすることにより、任意に退会することができる。
- 2 本会は、会員から退会の届け出があった場合には、1か月以内に手続きを完了するものとする。

(会員の特典)

第6条 会員は本会が行う情報提供の他、とよなかフリーランス応援団構成機関が実施するフリーランス支援メニューを利用することができるものとする。

(禁止行為)

第7条 会員は、本会における活動や会員との交流において、以下に掲げる行為を行うことを禁止するものとする。

- (1) 法令に違反する行為、違法な行為を勧誘又は助長する行為
- (2) 他の会員の利益を不当に侵害する行為
- (3) 知的財産権など他人の権利を侵害する行為
- (4) 誹謗中傷、いやがらせなど、経済的・精神的損害又は不利益を与える行為
- (5) 民族・人種・出身地・性別・年齢などによる差別につながる言動
- (6) 事実と反する情報を発信する行為
- (7) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (8) マルチ商法、ネットワークビジネスその他類似するビジネスへ勧誘する行為
- (9) 会員のビジネスやサービス、扱っている商材について、執拗に紹介又はこれを勧誘する行為
- (10) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (11) 宗教の勧誘を目的とする行為
- (12) 他の会員の個人情報を収集・蓄積する行為
- (13) 反社会的勢力と関わる行為
- (14) 公序良俗もしくは一般常識に著しく反する行為
- (15) 本会が不適切と判断する行為

(禁止行為に対する措置)

第8条 会員が前条に掲げる禁止行為を行ったり、規約に違反した場合には、本会は会員に対して会員の身分を剥奪し退会の手続きをするとともに、公的機関への通報等の法的措置を講じることができるものとする。

(個人情報の取り扱い)

第9条 本会は、会員の個人情報をとよなかフリーランス応援団の構成組織で必要に応じて共有し、以下の各号に該当する場合を除き、会員情報を第三者へ提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 会員の同意がある場合
- (3) 法令により要請され、かつ、当会が開示を妥当だと判断した場合
- (4) 利用目的の達成に必要な範囲内で、業務の一部を委託する場合
- (5) 個人情報保護法等により、本人の同意を得ずに提供が認められている場合

(免責事項)

第10条 会員が本会の活動に関連して入手した情報や資料については、会員が自らの判断で利用するか否かを決定するものとし、当該情報や資料に起因して会員又は第三者が被害を被った場合であっても、本会は一切の責任を負わないものとする。

2 会員間のトラブルや問題に関して、本会は一切の責任を負わないものとする。

3 本会は、サービス内容を会員への事前に通知することなく変更することがあるとともに、サービスを予告期間において停止または廃止することがあるが、会員はそれに同意するものとし、本会は会員に対して一切の賠償責任等の責を負わないものとする。

（規約の変更）

第 11 条 本会の規約は、会員の同意なく変更できるものとする。変更した場合、フリーランス応援団構成機関のうちいずれかの機関のホームページに掲載する。

附則

本規約は令和 4 年（2022 年）9 月 27 日より施行する